

南相馬市みらい育成修学資金条例の一部改正（素案）に係る パブリックコメント手続の実施について

1 みらい育成修学資金条例改正の趣旨

みらい育成修学資金条例においては、市内医療機関及び福祉事業所における看護師等の人材確保を目的とした「看護師等修学資金貸付制度」並びに市内私立保育園等における人材確保を目的とした「保育士等修学資金貸付制度」を実施しています。

この2つの制度においては、修学資金の貸付を受けた方が、貸付期間と同期間、市内の対象施設で勤務した場合に貸付金の返還を免除しています。

市内の介護事業所における人材不足は慢性的な課題となっていることから、人材確保に向けた施策として、介護福祉士等の資格取得に向け「修学する」又は「修学している」学生に対し修学資金の貸付を行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」を新たに加えるため、必要な条例改正を行うものです。

また、既存の「育英資金貸付制度」について、より充実した使いやすい制度とするため、他の奨学金制度を参考に貸付区分及び額等の改正を行うものです。

2 市内介護事業所における介護職員の現状

令和3年9月時点における入所系施設の職員不足は89名、また、通所系施設は56名であり、合計で145名の職員が不足しています。

※介護福祉士が必要な入所系施設は14施設、53名となっています。

また、通所系施設よりも多くの介護福祉士を必要とする、入所系施設での介護福祉士の採用状況を見ると、令和4年4月の採用者は5名という状況にあります。

3 介護福祉士及び社会福祉士について

(1) 介護福祉士

介護の専門的な知識や技術を持ち、介護が必要な状態の方に対し、心身の状況に応じた介護を行うとともに、その介護者に対しても介護に関する助言や指導を行うことができる国家資格。

(2) 社会福祉士

子どもから高齢者まで、幅広い対象について専門的知識及び技術をもって心身の障がいや環境上の理由により日常生活を営むことが困難な方の福祉に関する相談に応じ、助言や指導を行う。また、福祉サービスや保健医療サービスの提供者等との連携及び調整を行うことができる国家資格。

介護福祉士及び社会福祉士ともに介護事業所において質の高い介護サービスを円滑に提供するために必要な有資格者です。

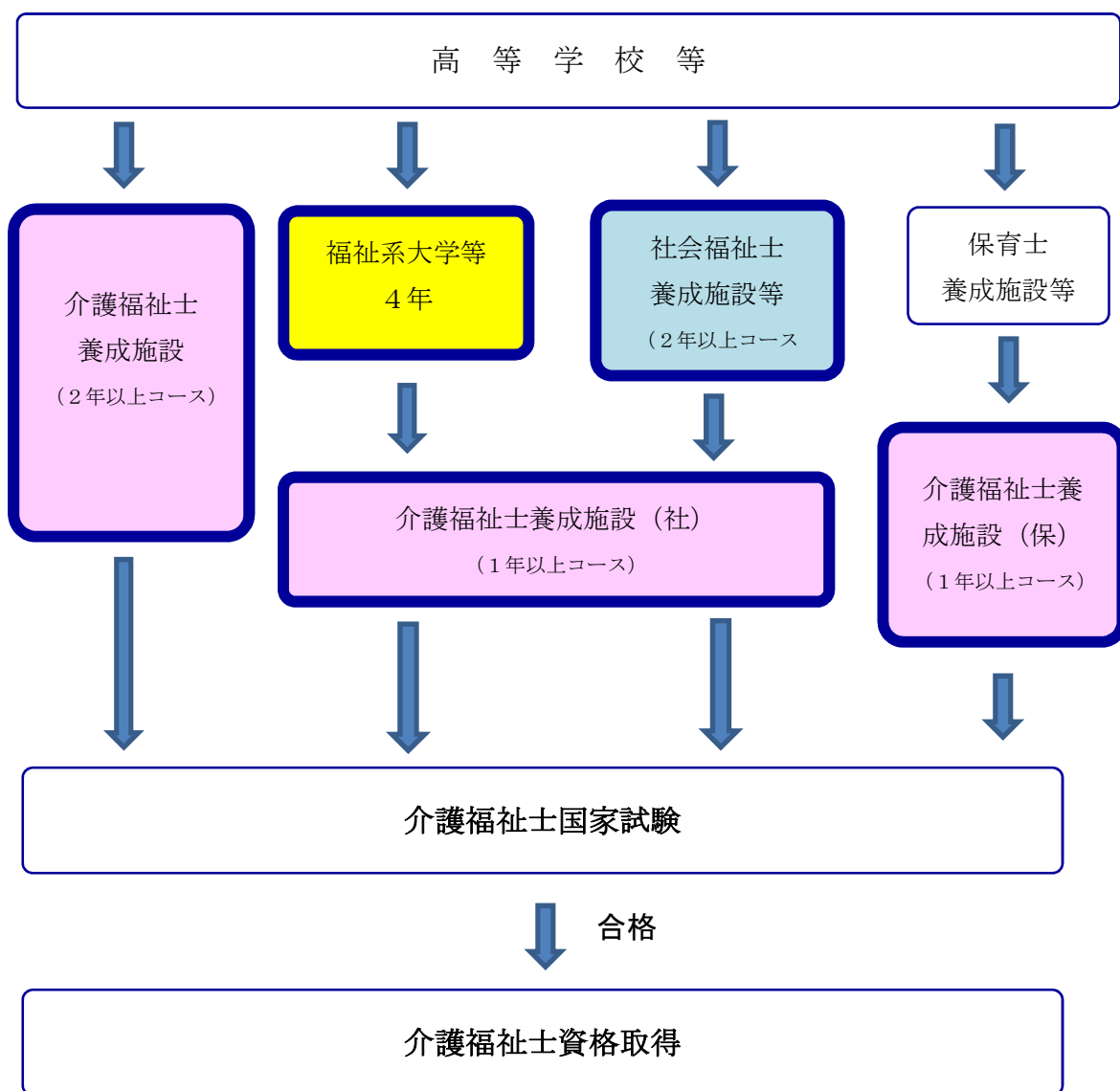
4 修学資金貸付対象資格の選定について

介護福祉士又は社会福祉士は市内の介護事業所14施設において53名が不足しています。介護福祉士及び社会福祉士は介護事業所において質の高い介護サービスを円滑に提供するために必要な人材であり、また、介護事業所を利用する方にとっても良質な介護サービスを受用することができます。さらに、介護事業所は両資格者を配置することで、介護給付費請求書を国保連合会へ請求する際に点数の加算も行うことができます。

このように介護事業者及び利用者にとって両資格者は重要な存在であることから、修学資金貸付対象資格に選定したものです。

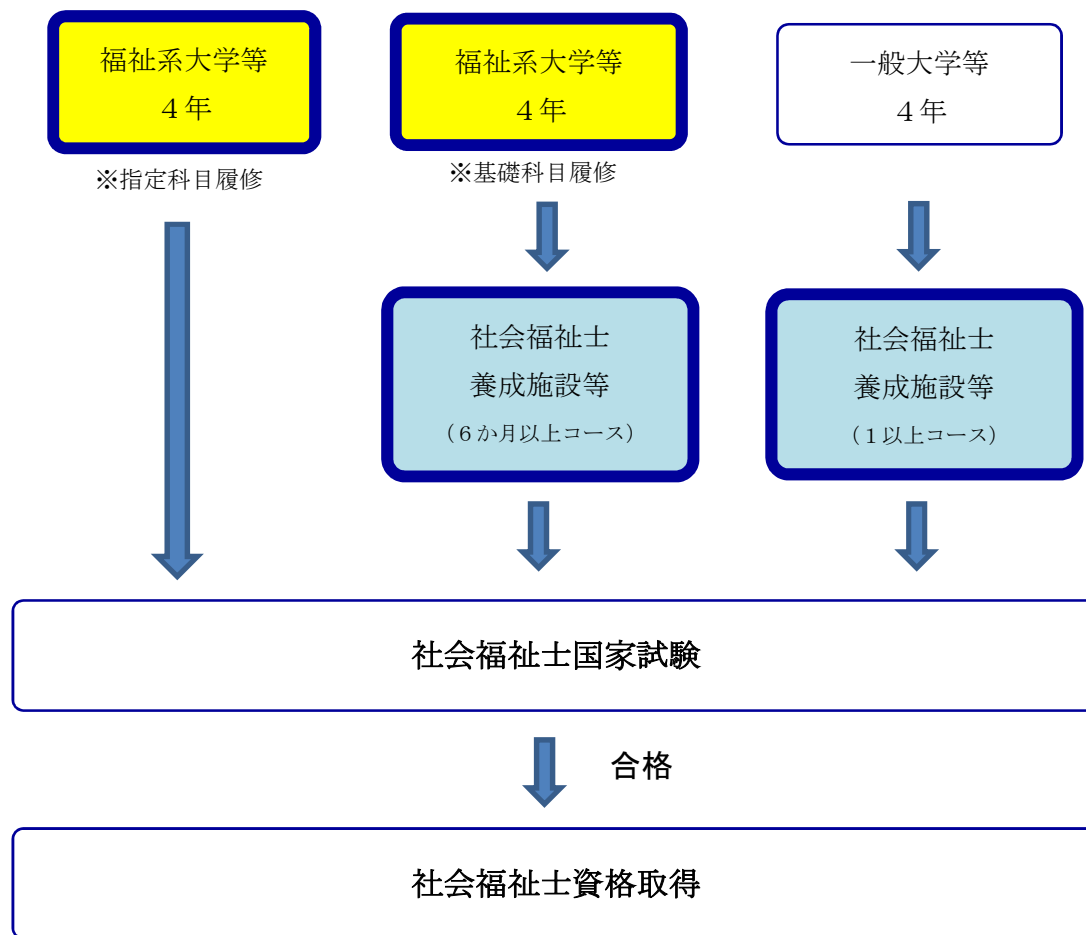
5 介護福祉士及び社会福祉士資格の取得方法について

(1) 介護福祉士資格取得ルート



- ※赤 : 介護福祉士を養成する専門学校等
- 黄色 : 福祉専攻の大学
- 青 : 社会福祉士を養成する専門学校等

(2) 社会福祉士資格取得ルート



※介護福祉士等修学資金の貸付については、上記(1)(2)資格取得ルートのうち、太枠・着色部分の学校又は養成施設に進学する又は進学している学生を対象とするものです。

6 介護福祉士等養成学校における必要経費について

専門学校及び福祉系大学にかかる一般的な経費は下記のとおりとなっています。

○専門学校（2年間）

	A 専門学校	B 専門学校	修学資金貸付金額（最高額）
入 学 金	310,000 円	150,000 円	400,000 円
前期授業料等	466,000 円	565,000 円	1,260,000 円 50,000 円×12 月=600,000 円
後期授業料等	342,000 円	355,000 円	生活費 55,000 円×12 月=660,000 円
合計（1年目）	1,118,000 円	1,070,000 円	1,660,000 円
2年目以降授業料 （前期・後期）	989,000 円	920,000 円	1,260,000 円 50,000 円×12 月=600,000 円 生活費 55,000 円×12 月=660,000 円
総 合 計	2,107,000 円	1,990,000 円	2,920,000 円

○福祉系大学（4年間）

	A 大学	B 大学	修学資金貸付金額（最高額）
入 学 金	297,000 円	200,000 円	400,000 円
前期授業料等	368,000 円	563,000 円	1,260,000 円 50,000 円×12 月=600,000 円
後期授業料等	368,000 円	563,000 円	生活費 55,000 円×12 月=660,000 円
合計（1年目）	1,033,000 円	1,326,000 円	1,660,000 円
2年目以降授業料 （3年間）	2,148,000 円	3,378,000 円	3,780,000 円 50,000 円×12 月×3 年=1,800,000 円 生活費 55,000 円×12 月×3 年=1,980,000 円
総 合 計	3,181,000 円	4,704,000 円	5,440,000 円

7 介護福祉士等修学資金貸付金額について

前述した専門学校及び福祉系大学における経費並びに福島県介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付金額等を踏まえ、下記のとおりとします。

○授業料相当の資金・・・**月額50,000円以内**

① 50,000 円×12 月=600,000 円以内/年

○生活費相当の資金・・・**月額55,000円以内**

② 55,000 円×12 月=660,000 円以内/年

○入学資金・・・**初回400,000円以内**

③ 400,000 円以内/年

○1年目・・・①+②+③=1,660,000円以内/人・年

○2年目以降・・・①+② =1,260,000円以内/人・年

8 介護福祉士等修学資金貸付期間について

介護福祉士等修学資金の貸付期間については、貸付の契約に定めた日から養成学校の正規の修学期間を終了する日までとします。

9 貸付金の返還免除について

介護福祉士等修学資金の貸付を受けた方が、養成学校卒業後、直ちに介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得し、その後直ちに修学資金の貸付を受けた期間と同期間、市内の福祉事業所で介護福祉士等の業務に従事した場合は、貸付金の返還を免除とします。

10 育英資金貸付制度改正の概要について

【趣 旨】

みらい育成修学資金条例のうち「育英資金貸付制度」については、旧小高町・旧鹿島町・旧原町市において行われていた奨学資金貸付のうち、貸付月額が最高であった旧小高町の額に合わせて制度化し、現在に至っています。

今般、「介護福祉士等修学資金貸付制度」を追加するための条例改正を行うと同時に、育英資金貸付制度についても見直しを行い、より充実した使いやすい制度とするため、貸付区分、貸付額及び返還期間の改正を行うものです。

【本市の育英資金貸付制度の現状と奨学金制度利用にかかる分析】

本市の育英資金貸付制度にかかる直近3年間の新規貸付件数は下記のとおりとなっております。毎年度、募集枠を下回っています。

一方、独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」）が令和2年度に行った学生生活調査結果では、調査時点（令和2年11月）における最近1年間に「日本学生支援機構」と「日本学生機構以外の奨学金」のいずれかまたは両方を受給した大学生（昼間部）の割合は49.6%となっています。

福島県が行った令和3年度学校基本統計結果によると、本市においては、令和3年3月に高等学校を卒業した403人のうち39.2%にあたる158人が大学または短期大学に進学しています。

仮に日本学生支援機構の調査結果を本市の上記進学者数にあてはめると、約78人が何らかの奨学金を受給していると推察され、奨学金制度については本市内でも一定のニーズがあると考えられます。

【南相馬市育英資金貸付制度にかかる新規貸付件数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大学（医師及び獣医師）	0（2）	0（2）	0（2）
大学又は短期大学	9（19）	7（15）	8（15）
高等専門学校又は専修学校	1（3）	0（4）	0（4）
高等学校	1（1）	0（3）	0（3）
合 計	11（25）	7（24）	8（24）

※（ ）は募集枠

※令和4年度については6月1日時点の件数

【育英資金貸付制度の改正について】

奨学金制度の実施団体としては、公益団体、学校、営利法人、個人等があり、特色や審査基準も異なるため、学生はそこから自分に合った制度を選び、申請することとなります。

本市の育英資金貸付制度についても、他の奨学金制度と比べ遜色がない制度に改正することにより、制度の目的である「教育の機会均等」のための支援を充実させるものです。

【改正概要】

(1) 貸付区分と額の見直し

① 大学にかかる貸付区分の一本化と貸付額の増額

日本学生支援機構の第一種奨学金（無利息）の貸付区分「私立大学／自宅外通学」にかかる最高月額（64,000円）に準じた貸付月額とします。

② 専攻によっては授業料が高額なことや、県内他市の貸与額を考慮し、「高等専門学校又は専修学校」の貸付月額を増額します（「月額35,000円」から「月額40,000円以内」）。

③ 入学金、学校指定のパソコンや教材の購入等、入学時の一時費用として、新たに「入学資金」の区分を設けます。

なお、区分毎の貸付額を上限として、被貸与者の希望額を貸付することとします。

改正後		改正前		
区分	貸付額	区分	貸付額	
① 統合 増額	大学又は 短期大学	月額 64,000 円 以内	大学（医師及び 獣医師）	月額 60,000 円
	高等専門学校 又は専修学校	月額 40,000 円 以内	大学又は短期 大学	月額 48,000 円
② 増額	高等学校	月額 18,000 円 以内	高等専門学校 又は専修学校	月額 35,000 円
	入学資金 (高等学校を除く)	400,000 円 以内	高等学校	月額 18,000 円

(2) 返還期間の見直し

貸付月額を増額に伴い1月あたりの返還金額も増額となることから、返還期間を最長18年間まで延長することを可能とします。

	改正後	改正前
原則	貸付期間の3倍の期間	貸付期間の3倍の期間
最長	18年	15年

※育英資金貸付金返還月額シミュレーション※

改正前 大学／月額48,000円を4年間(48月)貸付の場合
 $2,304,000\text{円 (貸付総額)} \div 144\text{月 (48月*3)} = 16,000\text{円}$

改正後 大学／月額64,000円を4年間(48月)貸付の場合
 $3,072,000\text{円 (貸付総額)} \div 144\text{月 (48月*3)} \doteq 21,333\text{円}$

18年間で返還の場合
 $3,072,000\text{円 (貸付総額)} \div 216\text{月 (18年*12)} \doteq 14,222\text{円}$

※改正後の貸付区分「入学資金」を貸付の場合は貸付総額に入学資金額を加え、返還月数で除した額が返還月額となります。

※希望により返還期間を短縮、又は月額を増額しての返還も可能。

【参考資料】

1 大学等入学金及び授業料（例）※各学校HPから

（単位：円）

	国公立	私立			専修学校	高等専門学校
	東北大学	東北学院大学	東京工科大学	桜の聖母短期大学	日本工学院	仙台高等専門学校
	学部学生	文学部	工学部	キャリア教養学科	ゲーム クリエイター科	全学科
入学金	282,000	270,000	250,000	290,000	200,000	84,600
授業料※年額	535,800	780,000	1,376,000	690,000	1,200,000	234,600
計	817,800	1,050,000	1,626,000	980,000	1,400,000	319,200

上記の他にかかる経費

例) 学校指定のパソコン・タブレット、教材費、施設設備費、教育充実費、学生会費等

2 日本学生支援機構 貸与型奨学金一覧

		大学				短期大学・専修学校（専門課程）				
		国公立		私立		国公立		私立		
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
第一種 奨学金	最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円	
	以外の月額				50,000円				50,000円	
		最高月額		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
		20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
第二種奨学金		20,000円～120,000円（10,000円単位）								
入学時特別増額貸与奨学金		100,000円～500,000円（100,000円単位）								

出展：「給付貸与奨学金早わかりガイド」（日本学生支援機構）から抜粋

第一種奨学金＝無利息

3 県内各市の修学資金貸付制度一覧（各市例規集及び聞き取り結果） ※現行の貸付制度がある市のみ掲載

令和4年6月1日現在

	伊達市	本宮市	田村市	白河市	会津若松市	喜多方市	相馬市	いわき市
国立高校	10,000円/月	遠藤輝雄奨学金	高校/自宅	高校・高専 30,000円/月	板橋好雄奨学金	高校 30,000円/月	高校 15,000円/月	高校・専修（高等課程） 20,000円/月
私立高校	20,000円/月	大学・短大 国立 35,000円/月 私立 40,000円/月	高校/自宅外 30,000円/月 専修学校・各種学校・ 高専・短大/自宅	専修 40,000円/月 大学	大学 500,000円	高専・専修 40,000円/月 大学	高専・大学・テクノア カデミー浜 初年度： 上限1,500,000円 2年度以降： 上限1,000,000円	高専 29,000円/月 大学・専修（専門課程） 40,000円/月
高専	20,000円/月	高専・専修（専門）	20,000円/月	50,000円/月		50,000円/月		
国立大学・短大	40,000円/月	35,000円/月	専修学校・各種学校・ 高専・短大/自宅外	入学一時金 医師・歯科医師等				
私立大学・短大	60,000円/月	高校・専修（高等） 公立	40,000円/月	1,000,000円以内 その他				
専修（高等課程）	20,000円/月	15,000円/月 市立	大学/自宅 30,000円/月	700,000円以内				
専修（専門課程）	40,000円/月	18,000円/月	大学/自宅外 50,000円/月					
貸付区分及び額								

1 1 条例改正の施行年月日

条例改正について9月議会に上程、議決後、介護福祉士等修学資金貸付改正については公布の日から施行とします。

また、育英資金貸付制度にかかる改正については、令和5年4月1日施行とします。

(ただし、育英資金貸付制度にかかる募集、その他貸付けのために必要な準備行為は、令和4年度内に行います。)

1 2 条例改正に向けた今後の主なスケジュール(予定)

時 期	内 容
令和4年6月24日(金)～7月13日(水)	パブリックコメント
7月26日(火)	8月定例企画調整会議
8月4日(木)	8月定例庁議
8月19日(金)	教育委員会定例会
9月	市議会定例会への上程
議決後	介護福祉士等修学資金貸付の改正(施行)
令和5年4月1日	育英資金の改正(施行)

1 3 その他

(1) みらい育成修学資金条例附則への対応について

① 同附則において「市長は、令和4年度までに、社会の情勢等を勘案し、本条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」こととしており、今回の「介護福祉士等修学資金貸付制度」の新設のほか、既存の「看護師等修学資金貸付制度」及び「保育士等修学資金貸付制度」についても各政策担当課と検討を行いました。

② 市内における看護師等又は保育士等の人材確保において本制度は有効であり、今後も両職種の安定的な確保のため、現在と同じ内容※で継続することとします。

※各制度の内容は資料4参照

③ なお、次期の検討期限は設けず、両職種の充足状況等を踏まえ、随時適切に貸付の募集件数や金額等を設定することとします。

1 4 意見の提出方法

意見提出の書式は自由です。

住所、氏名、電話番号を明記のうえ、教育総務課へ持参するか郵送またはファクス、電子メールなどで提出してください。

(法人又は団体の場合は、名称・住所地及び代表者を明記してください。)

1 5 意見の提出期限・公表期間

6月24日(金)～7月13日(水)

16 素案の公表場所（閉庁日・休館日を除く）

教育総務課、長寿福祉課、市民課総合案内、小高区役所市民総合サービス課
鹿島区役所市民総合サービス課、各生涯学習センター、情報交流センター、
市ホームページ

17 提出・問合せ先

教育委員会事務局教育総務課

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

電 話：0244-24-5282

ファクス：0244-23-7782

電子メール：kyoikusomu@city.minamisoma.lg.jp

介護・保育・看護学校修学費用比較表（専門学校・大学、短大）

【学 費】

項 目	介護福祉士等		保育士		看護師	
	東北保健医療専門学校2年制（仙台市）	東日本国際大学健康福祉学部4年制（いわき市）	郡山健康科学専門学校2年制（郡山市）	郡山短期大学幼児教育科2年制（郡山市）	葵会仙台看護専門学校2年制（仙台市）	公立宮城大学4年制（仙台市）
入学金	100,000	100,000	100,000	220,000	300,000	564,000
授業料（前・後）	785,000	840,000	880,000	692,000	700,000	535,800
施設設備費	210,000	240,000	0	100,000	200,000	0
実習費	33,000	30,000	69,000	180,000	200,000	200,000
1年目合計	1,128,000	1,210,000	1,049,000	1,192,000	1,400,000	1,299,800
2年目以降学費等	995,000	1,080,000	949,000	972,000	1,100,000	735,800
総学費	2,123,000	4,450,000	1,998,000	2,164,000	2,500,000	3,507,200
	※2年間合計	※4年間合計	※2年間合計	※2年間合計	※2年間合計	※4年間合計

上下、同色同士での合計額の比較となります。

【修学貸付金】

項 目	日本学生機構奨学金	福島県	南相馬市		
			介護福祉士等	保育士	看護師
入学金	0	200,000	400,000	400,000	400,000
授業料	54,000	50,000	50,000	50,000	45,000
生活費	0		55,000	0	55,000
就職準備金	0	200,000	0	400,000	0
合計／通年	648,000	600,000	1,260,000	600,000	1,200,000

※ 入学金、就職準備金は含まない合計額としています。

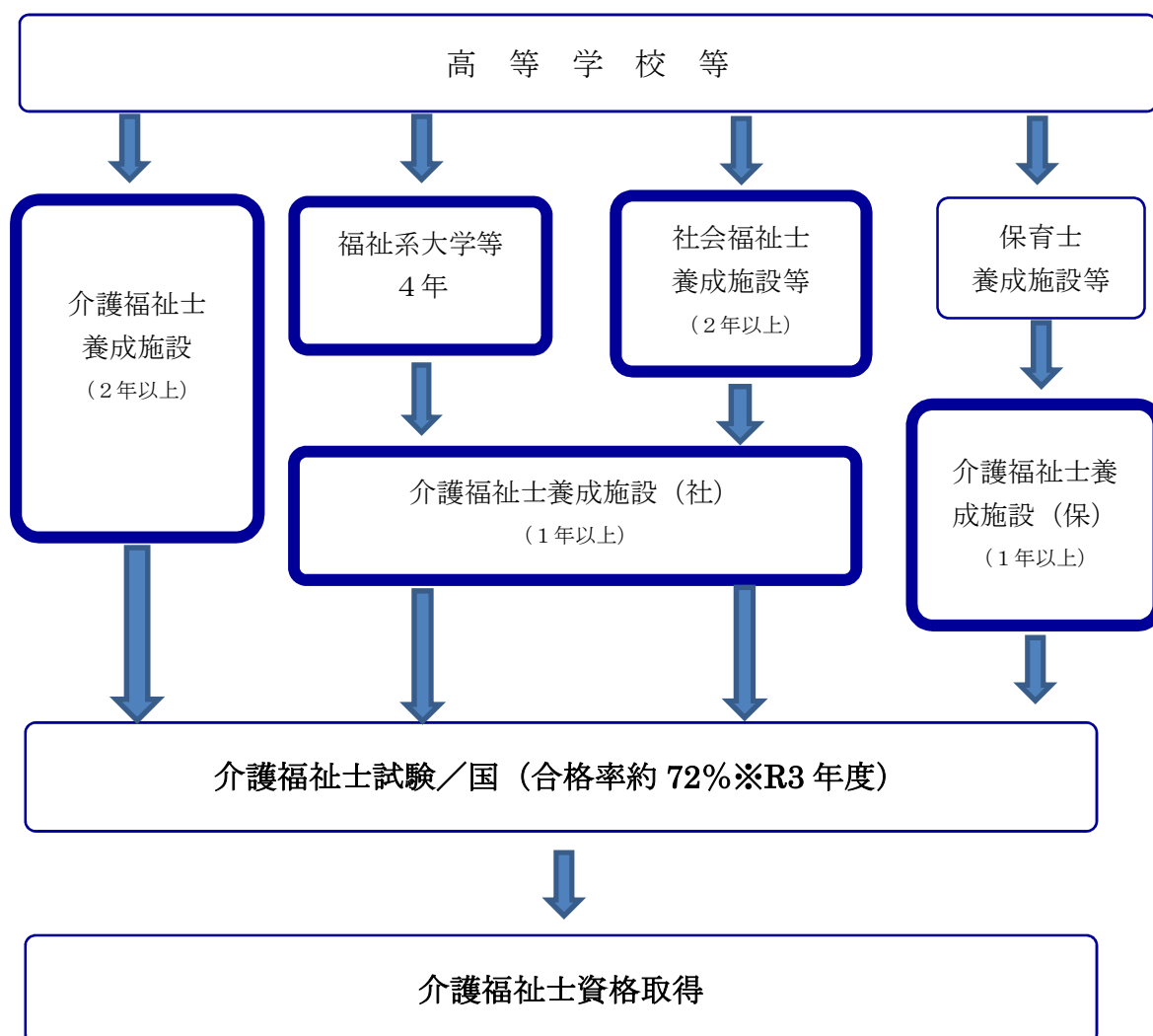
項 目	日本学生機構奨学金	福島県	南相馬市		
			介護福祉士等	保育士	看護師
修学貸与金初年度合計	648,000	800,000	1,660,000	1,000,000	1,600,000
修学貸与金総合計（2年で修了）	1,296,000	1,600,000	2,920,000	2,000,000	2,800,000
修学貸与金総合計（4年で修了）	2,592,000	2,800,000	5,440,000	—	5,200,000

【南相馬市みらい育成修学資金貸付制度／資格別取得ルート及び合格率】

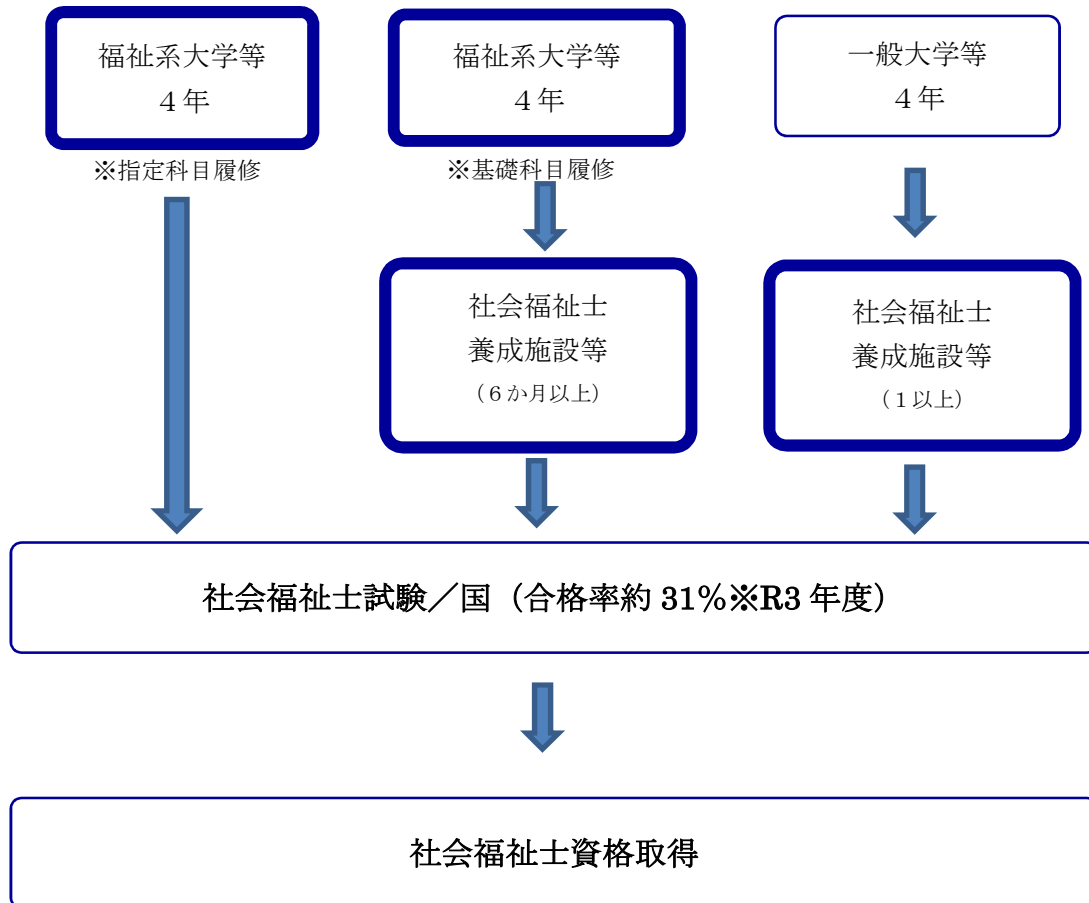
=太枠内：みらい育成修学資金制度における貸付対象=

1 新 設（令和4年9月条例改正）

(1) 介護福祉士

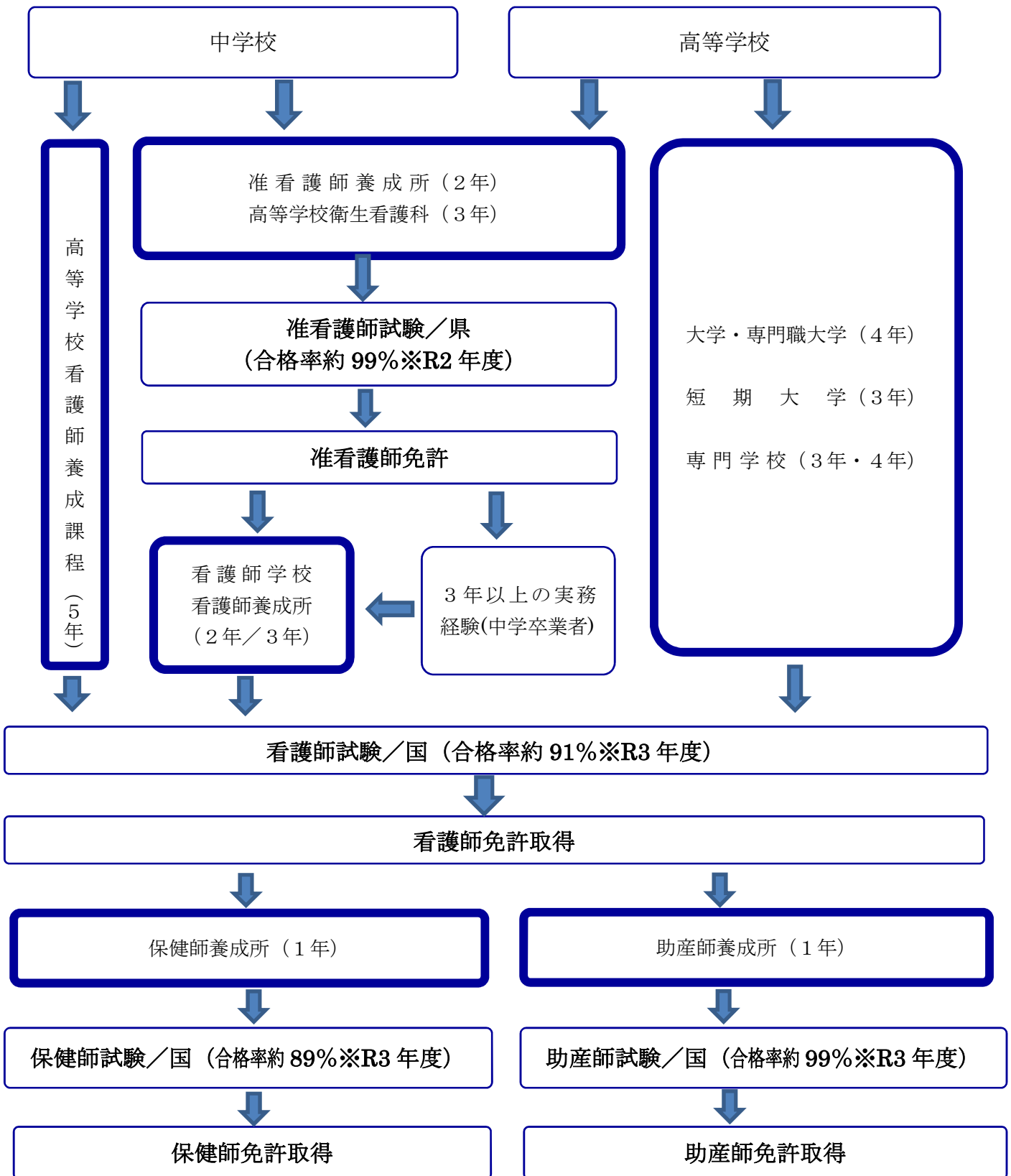


(2) 社会福祉士



2 既 存 (平成31年4月～)

(1) 看護師及び准看護師



※保健師：4年制大学の看護師養成学部・学科（すべての大学ではない）を卒業することでも受験資格が取得できる。

※助産師：4年制大学の看護師養成学部・学科のうち一部にある助産師養成課程を修了することでも受験資格が取得できる。

南相馬市条例第〇号

南相馬市みらい育成修学資金条例の一部を改正する条例（素案）

南相馬市みらい育成修学資金条例（平成30年南相馬市条例第36号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条及び第2条）</p> <p>第2章 修学資金の貸付け等（第3条—第<u>15条</u>）</p> <p>第3章 修学資金の給付等（第16条—第<u>24条</u>）</p> <p>第4章 雑則（第25条—第27条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 【略】</p> <p>(12) <u>介護福祉士等 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条に規定する社会福祉士及び介護福祉士をいう。</u></p> <p>(13) <u>介護福祉士等養成施設 介護福祉士等を養成する学校又は養成所であって、次のいずれかに該当する施設をいう。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号から第3号まで又は同法第40条第2項第1号から第3号まで若しく</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条及び第2条）</p> <p>第2章 修学資金の貸付け等（第3条—第<u>14条</u>）</p> <p>第3章 修学資金の給付等（第15条—第<u>23条</u>）</p> <p>第4章 雑則（第24条—第26条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 【略】</p>

は第5号に規定する学校

イ 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号から第3号まで又は同法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号に規定する養成施設

(14) 【略】

(15) 福祉事業所 次のいずれかに該当する施設又は事業所をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設

イ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設

ウ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院

エ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設

オ 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第3項に規定する訪問入浴介護又は同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護を行う事業所

カ 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第4項に規定する訪問看護又は同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う事業所

キ 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第7項に規定する通所介護又は同法第115条の45第1項ロに規定する第一号通所事業を行う事業所

(12) 【略】

(13) 福祉事業所 次のいずれかに該当する施設又は事業所をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設

イ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設

ウ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院

エ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設

オ 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第3項に規定する訪問入浴介護又は同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護を行う事業所

カ 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第4項に規定する訪問看護又は同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う事業所

キ 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第7項に規定する通所介護又は同法第115条の45第1項ロに規定する第一号通所事業を行う事業所

- ク 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護を行う事業所
- ケ 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護を行う事業所
- コ 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業所
- サ 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護又は同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所
- シ 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護又は同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所
- ス 介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護又は同法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス若しくは特定地域密着型介護予防サービスを行う事業所
- セ 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所
- ソ 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業所
- タ 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
- チ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17

- ク 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護を行う事業所
- ケ 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護を行う事業所
- コ 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業所
- サ 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護又は同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所
- シ 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護又は同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所
- ス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17

年法律第123号)第28条に規定する障害福祉サービス事業を実施する施設

ツ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を実施する施設

(修学資金の貸付けの種類及び貸付額)

第3条 修学資金の貸付けの種類は、次の各号に掲げるものとし、当該各号の貸付額は、別表第1に定める額とする。

(1)～(3) 【略】

(4) 介護福祉士等修学資金

2 【略】

(育英資金の対象者)

第4条 前条第1項第1号に規定する育英資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1)～(4) 【略】

(5) この条例による看護師等修学資金、保育士等修学資金又は介護福祉士等修学資金の貸付けを受けていない者

(看護師等修学資金の対象者)

第5条 第3条第1項第2号に規定する看護師等修学資金の貸付けを受けることができる者は、看護師等養成施設に在学又は在所している者であって、将来市内の病院、診療所又は福祉事業所(保健師、助産師、看護師及び准看護師にあつては歯科医業、第2条第15号スからタまで並びに同条同号チ及びツ中看護師等の配置を要しない施設を除く場所をいう。) (以下「指定医療機関等」という。)において看護師等の業務

年法律第123号)第28条に規定する障害福祉サービス事業を実施する施設 (看護師等の配置を要しない施設を除く。)

セ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を実施する施設 (看護師等の配置を要しない施設を除く。)

(修学資金の貸付けの種類及び貸付額)

第3条 修学資金の貸付けの種類は、次の各号に掲げるものとし、当該各号の貸付額は、別表第1に定める額とする。

(1)～(3) 【略】

2 【略】

(育英資金の対象者)

第4条 前条第1項第1号に規定する育英資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1)～(4) 【略】

(5) この条例による看護師等修学資金又は保育士等修学資金の貸付けを受けていない者

(看護師等修学資金の対象者)

第5条 第3条第1項第2号に規定する看護師等修学資金の貸付けを受けることができる者は、看護師等養成施設に在学又は在所している者であって、将来市内の病院、診療所又は福祉事業所(保健師、助産師、看護師及び准看護師にあつては歯科医業を除く場所) (以下「指定医療機関等」という。)において看護師等の業務に従事しようとするものとする。

に従事しようとするものとする。

2 【略】

(介護福祉士等修学資金対象者)

第7条 第3条第1項第4号に規定する介護福祉士等修学資金の貸付けを受けることができる者は、介護福祉士等養成施設に在学又は在所している者であって、将来市内の福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事しようとするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、福島県介護福祉士修学資金の貸付けを受けている者は、この条例による介護福祉士等修学資金の貸付けを受けることができない。

(修学資金の貸付期間)

第8条 修学資金の貸付期間は、第10条に規定する契約に定める期間とする。

(修学資金の貸付けの申請及び決定)

第9条 【略】

(契約の締結)

第10条 【略】

(修学資金の貸付けの解除及び休止)

第11条 市長は、修学資金の貸付けを受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸付けに係る契約を解除するものとする。

(1)・(2) 【略】

(3) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、看護師等養成施設、保育士等養成施設等、介護福祉士等養成施設又は高等学校を退学したとき。

2 【略】

(修学資金の貸付期間)

第7条 修学資金の貸付期間は、第9条に規定する契約に定める期間とする。

(修学資金の貸付けの申請及び決定)

第8条 【略】

(契約の締結)

第9条 【略】

(修学資金の貸付けの解除及び休止)

第10条 市長は、修学資金の貸付けを受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸付けに係る契約を解除するものとする。

(1)・(2) 【略】

(3) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、看護師等養成施設、保育士等養成施設等又は高等学校を退学したとき。

(4)～(9) 【略】

2 【略】

(返還)

第12条 育英資金の貸付けを受けている者（以下「育英資金修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、該当の日の属する月の6箇月後から、貸付けを受けた月数の3倍の期間において育英資金の総額を毎月末日までに月賦返還しなければならない。ただし、本人の申出により、市長が認める場合は返還期間を短縮し、月賦額を増額又は返還期間を延長し、月賦額を減額して返還することができる。この場合において、延長期間の上限は18年間とする。

(1)～(2) 【略】

2 看護師等修学資金の貸付けを受けている者（以下「看護師等修学資金修学生」という。）又は貸付けを受けた者（以下「看護師等修学資金被貸付者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた看護師等修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。

(1)～(4) 【略】

(5) 第14条第2項の規定による返還債務の当然免除又は第15条第2項の規定による返還債務の裁量免除を受けることができないとき。

3 保育士等修学資金の貸付けを受けている者（以下「保育士等修学資金修学生」という。）又は貸付けを受けた者（以下「保育士等修学資金被貸付者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた保育士等修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければな

(4)～(9) 【略】

2 【略】

(返還)

第11条 育英資金の貸付けを受けている者（以下「育英資金修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、該当の日の属する月の6箇月後から、貸付けを受けた月数の3倍の期間（ただし、この期間が15年以上の場合は、15年とする。）において育英資金の総額を毎月末日までに月賦返還しなければならない。ただし、本人の申出により返還期間を短縮し、又は月賦額を増額して返還することができる。

(1)～(2) 【略】

2 看護師等修学資金の貸付けを受けている者（以下「看護師等修学資金修学生」という。）又は貸付けを受けた者（以下「看護師等修学資金被貸付者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた看護師等修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。

(1)～(4) 【略】

(5) 第13条第2項の規定による返還債務の当然免除又は第14条第2項の規定による返還債務の裁量免除を受けることができないとき。

3 保育士等修学資金の貸付けを受けている者（以下「保育士等修学資金修学生」という。）又は貸付けを受けた者（以下「保育士等修学資金被貸付者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた保育士等修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければな

らない。

(1)～(3) 【略】

(4) 第14条第3項の規定による返還債務の当然免除又は第15条第3項の規定による返還債務の裁量免除を受けることができないことが確定したとき。

4 介護福祉士等修学資金の貸付けを受けている者（以下「介護福祉士等修学資金修学生」という。）又は貸付けを受けた者（以下「介護福祉士等修学資金被貸付者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた介護福祉士等修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。

(1) 介護福祉士等修学資金の貸付期間が終了したとき。

(2) 前条第1項の規定による貸付けに係る契約が解除されたとき。

(3) 介護福祉士等養成施設を卒業した後直ちに資格を取得しなかったとき。

(4) 介護福祉士等養成施設を卒業した後直ちに資格を取得し、その後直ちに市内の福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事しなかったとき。

(5) 第14条第4項の規定による返還債務の当然免除又は第15条第4項の規定による返還債務の裁量免除を受けることができないことが確定したとき。

5 前3項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に期間を定めて、又は分割して修学資金を返還させることができる。

6 第2項第3号及び第4項第3号の規定にかかわらず、市長は、卒業した後直ちに免許又は資格を取得しなかったことについて特別の事情があると認めるときは、免許又は資格の取得について別に期間を定めることができる。

らない。

(1)～(3) 【略】

(4) 第13条第3項の規定による返還債務の当然免除又は第14条第3項の規定による返還債務の裁量免除を受けることができないことが確定したとき。

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に期間を定めて、又は分割して修学資金を返還させることができる。

(返還債務の履行猶予)

第13条 【略】

2 市長は、看護師等修学資金被貸付者が看護師等養成施設を卒業した後直ちに又は前条第6項の規定に基づき市長が定めた期間内に免許を取得し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。

(1)～(3) 【略】

(4) 第11条第1項の規定により貸付けに係る契約の解除がされた後も引き続き当該看護師等養成施設に在学し、又は在所しているとき 当該看護師等養成施設に在学し、又は在所している期間

3 市長は、保育士等修学資金被貸付者が保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事した後、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。

(1)・(2) 【略】

(3) 第11条第1項の規定により貸付けに係る契約の解除がされた後も引き続き当該保育士等養成施設等に在学しているとき 当該保育士等養成施設等に在学している期間

4 市長は、介護福祉士等修学資金被貸付者が介護福祉士等養成施設を卒業した後直ちに又は前条第6項の規定に基づき市長が定めた期間内に資格を取得し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 資格取得後直ちに市内の福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事し、その後引き続き福祉事業所において当該

(返還債務の履行猶予)

第12条 【略】

2 市長は、看護師等修学資金被貸付者が看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。

(1)～(3) 【略】

(4) 第10条第1項の規定により貸付けに係る契約の解除がされた後も引き続き当該看護師等養成施設に在学し、又は在所しているとき 当該看護師等養成施設に在学し、又は在所している期間

3 市長は、保育士等修学資金被貸付者が保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事した後、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。

(1)・(2) 【略】

(3) 第10条第1項の規定により貸付けに係る契約の解除がされた後も引き続き当該保育士等養成施設等に在学しているとき 当該保育士等養成施設等に在学している期間

業務に従事しているとき 当該業務に従事している期間

(2) 社会福祉士等養成施設を卒業した後引き続き他の社会福祉士等養成施設に入学し、又は入所したとき 当該他の介護福祉士等養成施設に在学し、又は在所している期間

(3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還が著しく困難と認められるとき 当該理由が継続する期間

(4) 第11条第1項の規定により貸付けに係る契約の解除がされた後も引き続き当該介護福祉士等養成施設に在学しているとき 当該介護福祉士等養成施設に在学している期間

(返還債務の当然免除)

第14条 【略】

2 市長は、看護師等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、看護師等修学資金の返還の債務を全部免除するものとする。

(1) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに又は第12条第6項の規定に基づき市長が定めた期間内に看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において、貸付けを受けた期間に相当する期間、看護師等の業務に従事したとき。

(2) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに又は第12条第6項の規定に基づき市長が定めた期間内に看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において看護師等の業務に従事し、その後引き続き指定医療機関等において当該業務に従事中、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還債務の当然免除)

第13条 【略】

2 市長は、看護師等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、看護師等修学資金の返還の債務を全部免除するものとする。

(1) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において、貸付けを受けた期間に相当する期間、看護師等の業務に従事したとき。

(2) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において看護師等の業務に従事し、その後引き続き指定医療機関等において当該業務に従事中、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

3 【略】

4 市長は、介護福祉士等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、介護福祉士等修学資金の返還の債務を全部免除するものとする。

(1) 介護福祉士等養成施設を卒業した後直ちに又は第12条第6項の規定に基づき市長が定めた期間内に介護福祉士等の資格を取得し、その後直ちに市内の福祉事業所において貸付けを受けた期間に相当する期間、介護福祉士等の業務に従事したとき。

(2) 介護福祉士等養成施設を卒業した後直ちに又は第12条第6項の規定に基づき市長が定めた期間内に介護福祉士等の資格を取得し、その後直ちに市内の福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事し、その後引き続き福祉事業所において当該業務に従事中、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還債務の裁量免除)

第15条 【略】

2 市長は、看護師等修学資金修学生又は看護師等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに又は第12条第6項の規定に基づき市長が定めた期間内に免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において、相当期間看護師等の業務に従事したとき。

(2) 死亡、災害、疾病その他やむを得ない理由により、第11条第1項に規定する貸付けに係る契約の解除となったとき、又は前条第2項第1号の要件を満たすこ

3 【略】

2 市長は、看護師等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において、相当期間看護師等の業務に従事したとき。

(2) 死亡、災害、疾病その他やむを得ない理由により、第10条第1項に規定する貸付けに係る契約の解除となったとき、又は前条第2項第1号の要件を満たすこ

(返還債務の裁量免除)

第14条 【略】

2 市長は、看護師等修学資金修学生又は看護師等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において、相当期間看護師等の業務に従事したとき。

(2) 死亡、災害、疾病その他やむを得ない理由により、第10条第1項に規定する貸付けに係る契約の解除となったとき、又は前条第2項第1号の要件を満たすこ

とができなくなったとき。

3 市長は、保育士等修学資金修学生又は保育士等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 【略】

(2) 死亡、災害、疾病その他やむを得ない理由により、第11条第1項に規定する貸付けに係る契約の解除となったとき、又は前条第3項第1号の要件を満たすことができなくなったとき。

4 市長は、介護福祉士等修学資金修学生又は介護福祉士等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 介護福祉士等養成施設を卒業した後直ちに又は第12条第6項の規定に基づき市長が定めた期間内に資格を取得し、その後直ちに市内の福祉事業所において、相当期間介護福祉士等の業務に従事したとき。

(2) 死亡、災害、疾病その他やむを得ない理由により、第11条第1項に規定する貸付けに係る契約の解除となったとき、又は前条第4項第1号の要件を満たすことができなくなったとき。

(修学資金の給付の対象者)

第16条 修学資金の給付を受けることができる者は、大学(学校教育法第97条に規定する大学院を除く。以下同じ。)に在学する者のうち、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1)～(5) 【略】

(6) この条例による看護師等修学資金、保育士等修学資金又は介護福祉士等修学資金

とができなくなったとき。

3 市長は、保育士等修学資金修学生又は保育士等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 【略】

(2) 死亡、災害、疾病その他やむを得ない理由により、第10条第1項に規定する貸付けに係る契約の解除となったとき、又は前条第3項第1号の要件を満たすことができなくなったとき。

(修学資金の給付の対象者)

第15条 修学資金の給付を受けることができる者は、大学に在学する者のうち、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1)～(5) 【略】

(6) この条例による看護師等修学資金又は保育士等修学資金の貸付けを受けていない

の貸付けを受けていない者

(修学資金の給付額)

第17条 【略】

(修学資金の給付期間)

第18条 【略】

(給付の申請及び決定)

第19条 【略】

(給付の継続)

第20条 【略】

(給付の休止)

第21条 第11条第2項の規定は、修学資金の給付の休止について準用する。この場合において、「修学生」とあるのは「修学資金の給付を受けている者」と、「修学資金の貸付け」とあるのは「修学資金の給付」と読み替えるものとする。

(給付の打切り)

第22条 【略】

(修学資金給付の返還免除)

第23条 【略】

(異動の届出)

第24条 【略】

(書類の提出)

第25条 市長は、修学資金の貸付け又は給付の目的を達成するため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、育

者

(修学資金の給付額)

第16条 【略】

(修学資金の給付期間)

第17条 【略】

(給付の申請及び決定)

第18条 【略】

(給付の継続)

第19条 【略】

(給付の休止)

第20条 第10条第2項の規定は、修学資金の給付の休止について準用する。この場合において、「修学生」とあるのは「修学資金の給付を受けている者」と、「修学資金の貸付け」とあるのは「修学資金の給付」と読み替えるものとする。

(給付の打切り)

第21条 【略】

(修学資金給付の返還免除)

第22条 【略】

(異動の届出)

第23条 【略】

(書類の提出)

第24条 市長は、修学資金の貸付け又は給付の目的を達成するため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、育

英資金修学生、育英資金被貸付者、看護師等修学資金修学生、看護師等修学資金被貸付者、保育士等修学資金修学生、保育士等修学資金被貸付者、介護福祉士等修学資金修学生及び介護士等修学資金被貸付者並びに修学資金給付受給者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(延滞利息)

第26条 市長は、育英資金修学生、育英資金被貸付者、看護師等修学資金修学生、看護師等修学資金被貸付者、保育士等修学資金修学生、保育士等修学資金被貸付者、介護福祉士等修学資金修学生及び介護福祉士等修学資金被貸付者並びに修学資金給付受給者が正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

2・3 【略】

(委任)

第27条 【略】

附 則

(検討)

4 市長は、社会の情勢等を勘案し、本条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

8 廃止前の南相馬市育英資金貸付条例の規定に基づき、育英資金被貸付者のうち、この条例の施行日以後に育英資金の返還を開

英資金修学生、育英資金被貸付者、看護師等修学資金修学生、看護師等修学資金被貸付者、保育士等修学資金修学生及び保育士等修学資金被貸付者並びに修学資金給付受給者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(延滞利息)

第25条 市長は、育英資金修学生、育英資金被貸付者、看護師等修学資金修学生、看護師等修学資金被貸付者、保育士等修学資金修学生及び保育士等修学資金被貸付者並びに修学資金給付受給者が正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

2・3 【略】

(委任)

第26条 【略】

附 則

(検討)

4 市長は、令和4年度までに、社会の情勢等を勘案し、本条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

8 廃止前の南相馬市育英資金貸付条例の規定に基づき、育英資金被貸付者のうち、この条例の施行日以後に育英資金の返還を開

始する者（施行日前に育成資金の返還が猶予されたことにより施行日以後に育英資金の返還を開始する者を除く。）は、第14条第1項の規定の適用を受けることができる。

別表第1（第3条関係）

1 育英資金

区分	貸付額
大学又は短期大学	月額64,000円以内
高等専門学校又は専修学校	月額40,000円以内
高等学校	月額18,000円以内
入学資金（高等学校を除く。）	400,000円以内

2・3 【略】

4 介護福祉士等修学資金

区分	貸付額
授業料相当の資金	月額50,000円以内
介護福祉士等養成施設に在学又は在所している者で、別に定める生活費相当の資金	月額55,000円以内
入学資金	400,000円以内

別表第2（第17条関係）

【略】

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の1の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 育英資金の貸付に係る募集その他貸付のために必要な準備行為は、令和5年4月1日の前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例による改正後の南相馬市みらい育成修学資金条例別表第1の1の規定は、令和5年4月1日時点で貸付を受けている者に適用できるものとする。この場合において、入学資金については適用しない。

始する者（施行日前に育成資金の返還が猶予されたことにより施行日以後に育英資金の返還を開始する者を除く。）は、第13条第1項の規定の適用を受けることができる。

別表第1（第3条関係）

1 育英資金

区分	貸付額
大学(医師及び獣医師)	月額60,000円
大学又は短期大学	月額48,000円
高等専門学校又は専修学校	月額35,000円
高等学校	月額18,000円

2・3 【略】

別表第2（第16条関係）

【略】

南相馬市みらい育成修学資金条例（現行条例）

平成30年9月28日

条例第36号

改正 令和2年12月16日条例第45号

目次

第1章 総則（第1条及び第2条）

第2章 修学資金の貸付け等（第3条—第14条）

第3章 修学資金の給付等（第15条—第23条）

第4章 雑則（第24条—第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市のみらいを担う者に対し、その者の修学に必要な資金を予算の範囲内で貸し付け、又は給付することにより、その者の育成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（次号の短期大学を除く。）をいう。
- (2) 短期大学 学校教育法第108条に規定する短期大学をいう。
- (3) 高等学校 学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
- (4) 高等専門学校 学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。
- (5) 専修学校 学校教育法第124条に基づき設置された機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、福祉、栄養の指導、保育、語学、情報処理、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とする修業年限2年以上の専修学校の高等課程、専門課程及び一般課程をいう。
- (6) 看護師等 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「保健師等法」という。）第2条、同法第3条、同法第5条及び同法第6条に規定する保健師、助産師、看護師、准看護師及び市長が別に定める医療関係者をいう。
- (7) 看護師等養成施設 看護師等を養成する学校又は養成所であつて、次のいずれかに該当する施設をいう。
 - ア 保健師等法第19条第1号、同法第20条第1号、同法第21条第2号若しくは同法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は同法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した大学
 - イ 保健師等法第19条第2号、同法第20条第2号又は同法第21条第3号に規定する都道府県知事の指定した保健師養成所、助産師養成所又は看護師養成所
 - ウ 保健師等法第22条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所
 - エ 医療関係者を養成する学校又は養成所

- (8) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院
- (9) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- (10) 保育士等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士及び教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する幼稚園の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師をいう。
- (11) 保育士等養成施設等 児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設並びに幼稚園教諭を養成する大学、短期大学及び専修学校をいう。ただし、通信制によるものを除く。
- (12) 私立保育園等 次のいずれかに該当する施設のうち私立の施設をいう。
 - ア 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、県知事の認可を得ている認可保育所
 - イ 学校教育法第1条に規定する幼稚園
 - ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する施設
 - エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (13) 福祉事業所 次のいずれかに該当する施設又は事業所をいう。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
 - イ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - ウ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
 - エ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設
 - オ 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第3項に規定する訪問入浴介護又は同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護を行う事業所
 - カ 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第4項に規定する訪問看護又は同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う事業所
 - キ 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第7項に規定する通所介護又は同法第115条の45第1項ロに規定する第一号通所事業を行う事業所
 - ク 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護を行う事業所
 - ケ 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護を行う事業所
 - コ 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業所
 - サ 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護又は同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所

- シ 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護又は同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所
- ス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第28条に規定する障害福祉サービス事業を実施する施設（看護師等の配置を要しない施設を除く。）
- セ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を実施する施設（看護師等の配置を要しない施設を除く。）

第2章 修学資金の貸付け等

（修学資金の貸付けの種類及び貸付額）

第3条 修学資金の貸付けの種類は、次の各号に掲げるものとし、当該各号の貸付額は、別表第1に定める額とする。

- (1) 育英資金
- (2) 看護師等修学資金
- (3) 保育士等修学資金

2 前項の修学資金の貸付金は、無利息とする。

（育英資金の対象者）

第4条 前条第1項第1号に規定する育英資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校に在学し、品行が正しく、学術に優れている者
- (2) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校若しくは高等学校に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者
- (3) 経済的理由により修学が困難と認められる者
- (4) 国、県又は他の団体から同種類の育英資金の貸付け又は給付を受けていない者
- (5) この条例による看護師等修学資金又は保育士等修学資金の貸付けを受けていない者

（看護師等修学資金の対象者）

第5条 第3条第1項第2号に規定する看護師等修学資金の貸付けを受けることができる者は、看護師等養成施設に在学又は在所している者であって、将来市内の病院、診療所又は福祉事業所（保健師、助産師、看護師及び准看護師にあつては歯科医業を除く場所）（以下「指定医療機関等」という。）において看護師等の業務に従事しようとするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、福島県保健師等修学資金の貸付けを受けている者は、この条例による看護師等修学資金の貸付けを受けることができない。

（保育士等修学資金の対象者）

第6条 第3条第1項第3号に規定する保育士等修学資金の貸付けを受けることができる者は、保育士等養成施設等に在学している者であって、将来市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事しようとするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、福島県保育士修学資金の貸付けを受けている者は、この条例による保育士等修学資金の貸付けを受けることができない。

(修学資金の貸付期間)

第7条 修学資金の貸付期間は、第9条に規定する契約に定める期間とする。

(修学資金の貸付けの申請及び決定)

第8条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人を立て、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、南相馬市みらい育成修学資金審査会（以下「審査会」という。）に諮ってこれを決定し、本人に通知するものとする。
- 3 審査会の組織及び運営については、市長が別に定める。

(契約の締結)

第9条 修学資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、当該貸付けにつき市長と契約を締結しなければならない。

(修学資金の貸付けの解除及び休止)

第10条 市長は、修学資金の貸付けを受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸付けに係る契約を解除するものとする。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 休学又は転学の理由が適当でないとき。
 - (3) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、看護師等養成施設、保育士等養成施設等又は高等学校を退学したとき。
 - (4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - (5) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
 - (6) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (7) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき。
 - (8) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、修学生として適当でないとき。
- 2 市長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月の分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸付けを行わないものとする。

(返還)

第11条 育英資金の貸付けを受けている者（以下「育英資金修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、該当の日の属する月の6箇月後から、貸付けを受けた月数の3倍の期間（ただし、この期間が15年以上の場合は、15年とする。）において育英資金の総額を毎月の末日までに月賦返還しなければならない。ただし、本人の申出により返還期間を短縮し、又は月賦額を増額して返還することができる。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業したとき。
 - (2) 前条第1項の規定による貸付けに係る契約が解除されたとき。
- 2 看護師等修学資金の貸付けを受けている者（以下「看護師等修学資金修学生」という。）又は貸付けを受けた者（以下「看護師等修学資金被貸付者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた看護師等修学資金を市長が指定する期日までに

一括して返還しなければならない。

- (1) 看護師等修学資金の貸付期間が終了したとき。
- (2) 前条第1項の規定による貸付けに係る契約が解除されたとき。
- (3) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得しなかったとき。
- (4) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において看護師等の業務に従事しなかったとき。
- (5) 第13条第2項の規定による返還債務の当然免除又は第14条第2項の規定による返還債務の裁量免除を受けることができないとき。

3 保育士等修学資金の貸付けを受けている者（以下「保育士等修学資金修学生」という。）又は貸付けを受けた者（以下「保育士等修学資金被貸付者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた保育士等修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。

- (1) 保育士等修学資金の貸付期間が終了したとき。
- (2) 前条第1項の規定による貸付けに係る契約が解除されたとき。
- (3) 保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等に従事しなかったとき。
- (4) 第13条第3項の規定による返還債務の当然免除又は第14条第3項の規定による返還債務の裁量免除を受けることができないことが確定したとき。

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に期間を定めて、又は分割して修学資金を返還させることができる。

（返還債務の履行猶予）

第12条 市長は、育英資金の貸付けを受けた者（以下「育英資金被貸付者」という。）が大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業した後、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業後、直ちに上級学校に進学したとき 当該上級学校に在学している期間
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還が著しく困難と認められるとき 当該理由が継続する期間

2 市長は、看護師等修学資金被貸付者が看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 免許取得後直ちに指定医療機関等において看護師等の業務に従事し、その後引き続き指定医療機関等において当該業務に従事しているとき 当該業務に従事している期間
- (2) 看護師等養成施設を卒業した後引き続き他の看護師等養成施設に入学し、又は入所したとき 当該他の看護師等養成施設に在学し、又は在所している期間
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還が著しく困難と認められるとき 当該理由が継続する期間
- (4) 第10条第1項の規定により貸付けに係る契約の解除がされた後も引き続き当該看

看護師等養成施設に在学し、又は在所しているとき 当該看護師等養成施設に在学し、又は在所している期間

3 市長は、保育士等修学資金被貸付者が保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事した後、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事しているとき 当該業務に従事している期間

(2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還が著しく困難と認められるとき 当該理由が継続する期間

(3) 第10条第1項の規定により貸付けに係る契約の解除がされた後も引き続き当該保育士等養成施設等に在学しているとき 当該保育士等養成施設等に在学している期間
(返還債務の当然免除)

第13条 市長は、育英資金被貸付者が、次に掲げる全ての要件に該当するときは、規則で定める手続により、育英資金の返還の債務の一部を免除することができる。

(1) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業した日の属する月の翌月の初日から育英資金の返還が完了する日までの間に、育英資金の貸付けを受けた期間と同期間継続して市内に住所を有していること。

(2) 前号に規定する市内に住所を有している間、就業していること。

(3) 育英資金の返還を滞納していないこと。

(4) 市税を滞納していないこと。

(5) この条例による修学資金の給付を受けていないこと。

2 市長は、看護師等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、看護師等修学資金の返還の債務を全部免除するものとする。

(1) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において、貸付けを受けた期間に相当する期間、看護師等の業務に従事したとき。

(2) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において看護師等の業務に従事し、その後引き続き指定医療機関等において当該業務に従事中、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

3 市長は、保育士等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、保育士等修学資金の返還の債務を全部免除するものとする。

(1) 保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等において、貸付けを受けた期間に相当する期間、保育士等の業務に従事したとき。ただし、授業料相当の資金以外の修学資金の貸付けに係る保育士等の業務従事期間は、2年とする。

(2) 保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事し、その後引き続き私立保育園等において当該業務に従事中、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなっ

たとき。

(返還債務の裁量免除)

第14条 市長は、育英資金修学生又は育英資金被貸付者が死亡したときは、連帯保証人又は遺族からの願い出により、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

2 市長は、看護師等修学資金修学生又は看護師等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において、相当期間看護師等の業務に従事したとき。

(2) 死亡、災害、疾病その他やむを得ない理由により、第10条第1項に規定する貸付けに係る契約の解除となったとき、又は前条第2項第1号の要件を満たすことができなくなったとき。

3 市長は、保育士等修学資金修学生又は保育士等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等において、相当期間保育士等の業務に従事したとき。

(2) 死亡、災害、疾病その他やむを得ない理由により、第10条第1項に規定する貸付けに係る契約の解除となったとき、又は前条第3項第1号の要件を満たすことができなくなったとき。

第3章 修学資金の給付等

(修学資金の給付の対象者)

第15条 修学資金の給付を受けることができる者は、大学に在学する者のうち、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 大学に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者

(2) 経済的理由により修学が困難と認められる者

(3) 品行方正で、学習意欲が高く、学業成績が優秀である者

(4) 世帯に市税等の滞納がない者（分割納付誓約をしている者を除く。）

(5) 国、県又は他の団体から同種類の修学資金の貸付け又は給付を受けていない者

(6) この条例による看護師等修学資金又は保育士等修学資金の貸付けを受けていない者

(修学資金の給付額)

第16条 修学資金の給付額は、別表第2に定める額とする。

(修学資金の給付期間)

第17条 修学資金の給付期間は、修学資金の給付を開始した日の属する月から修学資金の給付を受給する者の正規の修業期間が終了する日の属する月までとする。

(給付の申請及び決定)

第18条 修学資金の給付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査会に諮ってこれを決定し、本人に

通知するものとする。

(給付の継続)

第19条 前条第2項の規定による決定の通知を受けた者で、修学資金の給付の継続を希望する者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前条第2項の規定は、修学資金の給付の継続について準用する。この場合において、「申請」とあるのは「継続申請」と読み替えるものとする。

(給付の休止)

第20条 第10条第2項の規定は、修学資金の給付の休止について準用する。この場合において、「修学生」とあるのは「修学資金の給付を受けている者」と、「修学資金の貸付け」とあるのは「修学資金の給付」と読み替えるものとする。

(給付の打ち切り)

第21条 市長は、修学資金の給付を受けている者（以下「修学資金給付受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、修学資金の給付を打ち切り、給付を受けた修学資金を市長が指定する期日まで一括して返還しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、審査会に諮り、打ち切りの可否を判断することができる。

- (1) 死亡又は退学したとき。
- (2) 傷病等のために成業の見込みがないとき。
- (3) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (4) 修学資金の給付を必要としない理由が生じたとき。
- (5) 休学又は転学の理由が適当でないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金給付受給者として適当でないとき。

2 市長は、前項の規定による修学資金の給付の打ち切りを決定したときは、規則で定める手続により修学資金給付受給者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に期間を定めて、又は分割して修学資金を返還させることができる。

(修学資金給付の返還免除)

第22条 市長は、修学資金給付受給者が死亡、疾病等のために修学資金の給付の打ち切りとなったときは、遺族又は本人からの願い出により、給付した修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(異動の届出)

第23条 修学資金給付受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 休学、復学、転学若しくは退学をし、又は停学の処分を受けたとき。

第4章 雑則

(書類の提出)

第24条 市長は、修学資金の貸付け又は給付の目的を達成するため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、育英資金修学生、育英資金被貸付者、看護師等修学資

金修学生、看護師等修学資金被貸付者、保育士等修学資金修学生及び保育士等修学資金被貸付者並びに修学資金給付受給者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(延滞利息)

第25条 市長は、育英資金修学生、育英資金被貸付者、看護師等修学資金修学生、看護師等修学資金被貸付者、保育士等修学資金修学生及び保育士等修学資金被貸付者並びに修学資金給付受給者が正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

2 前項に規定する延滞利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏(うるう)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 前項の規定により計算した延滞利息の額が100円未満であるときは、延滞利息を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第3号に規定する保育士等修学資金のうち就職準備の資金の貸付けに関する規定、附則第3項、附則第9項及び附則第10項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 修学資金の貸付けに係る募集その他貸付けのために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、この条例の例により行うことができる。

(平成30年度の保育士等修学資金就職準備資金の対象者)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、平成30年度に係る保育士等修学資金の就職準備の資金の貸付けの対象者は、この条例の施行の日以後に就職が決定した者とする。

(検討)

4 市長は、令和4年度までに、社会の情勢等を勘案し、本条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(南相馬市看護師等修学資金貸与条例及び南相馬市育英資金貸付条例の廃止)

5 南相馬市看護師等修学資金貸与条例(平成25年南相馬市条例第9号)及び南相馬市育英資金貸付条例(平成18年南相馬市条例第187号)は、廃止する。

(経過措置)

6 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この条例による廃止前の南相馬市看護師等修学資金貸与条例及び廃止前の南相馬市育英資金貸付条例(以下これらを「旧条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

7 この条例の施行の際現に旧条例の規定によって決定された償還方法は、なお従前の例による。

8 廃止前の南相馬市育英資金貸付条例の規定に基づき、育英資金被貸付者のうち、この条例の施行日以後に育英資金の返還を開始する者（施行日前に育成資金の返還が猶予されたことにより施行日以後に育英資金の返還を開始する者を除く。）は、第13条第1項の規定の適用を受けることができる。

（南相馬市附属機関設置条例の一部改正）

9 南相馬市附属機関設置条例（平成18年南相馬市条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

10 南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年南相馬市条例第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

11 南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和2年12月16日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 育英資金

区分	貸付額
大学（医師及び獣医師）	月額60,000円
大学又は短期大学	月額48,000円
高等専門学校又は専修学校	月額35,000円
高等学校	月額18,000円

2 看護師等修学資金

区分	貸付額
第2条第7号アの学校若しくは大学に在学、同条同号イの養成所に在在又は同条同号エの学校に在学若しくは養成所に在在している者の授業料相当の資金	月額45,000円以内
第2条第7号ウの養成所に在在している者の授業料相当の資金	月額34,000円以内
看護師等養成施設に在学又は在在している者で、別に定める生活費相当の資金	月額55,000円以内
入学資金	400,000円以内

3 保育士等修学資金

区分	貸付額
授業料相当の資金	月額50,000円以内
入学資金	400,000円以内
就職準備の資金	400,000円以内

別表第2（第16条関係）

区分	給付額
大学	月額40,000円

南相馬市みらい育成修学資金条例の概要(改正後 素案)

令和5年度から改正 ※貸付区分及び金額の改正					令和4年度から追加 ※新規制度
制度	育英資金貸付制度	看護師等修学資金貸付制度	保育士等修学資金貸付制度	修学資金給付制度	介護福祉士等修学資金貸付制度
趣旨	南相馬市出身の学生又は生徒であって、修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に対して育英資金を貸付けることにより、修学の機会を確保し、もって教育の機会均等に寄与する。	看護師、准看護師、保健師及び助産師等を養成する学校又は養成所に在学している者で、将来市内において看護師等の業務に従事しようとするものに対し、修学に必要な資金を貸付けることにより、修学を容易にし、もって市内医療機関における看護師等の充足に資するとともに、地域医療の向上に寄与する。	保育士等養成学校に在学する者で、将来市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸付けることにより、市内私立保育士等の充足及び定着化を図る。	南相馬市出身の学生であって、修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に対して修学資金を給付することにより、修学の機会を確保し、もって教育の機会均等に寄与する。	介護福祉士、社会福祉士等を養成する学校又は養成所に在学している者で、将来、市内福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸付けることにより、修学を容易にし、もって市内介護事業所等における人材の充足及び定着を図る。
対象の学校等	大学、短大、高専、専修学校、高校	保健師、助産師、看護師又は准看護師等の養成施設	保育士及び幼稚園教諭の養成施設(通信制を除く)	大学	介護福祉士及び社会福祉士等の養成施設
金額	【改正後】 大学・短大 月額64,000円以内 ※医師・獣医師を含む 高専・専修 月額40,000円以内 高等学校 月額18,000円以内 入学資金 400,000円以内 ※高等学校を除く 【改正前】 大学(医師・獣医師) 月額60,000円 大学・短大 月額48,000円 高専・専修 月額35,000円 高等学校 月額18,000円	①授業料相当の資金 【保健師、助産師又は看護師等の養成施設】 授業料相当の資金:月額45,000円以内 【准看護師の養成施設】 授業料相当の資金:月額34,000円以内 ②生活費相当の資金 月額55,000円以内 ③入学資金 40万円以内	①授業料相当の資金 月額50,000円以内 ②入学資金 40万円以内 ③就職準備の資金 40万円以内	月額40,000円	①授業料相当の資金 月額50,000円以内 ②生活費相当の資金 月額55,000円以内 ③入学資金 40万円以内
対象者	①大学等に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者 ②経済的理由により修学が困難と認められる者 ③品行方正で、学習意欲が高く、学業成績が優秀である者 ④国、県又は他の団体から同種類の育英資金の貸付又は給付を受けていない者 ⑤看護師等修学資金、保育士等修学資金、介護福祉士等修学資金の貸付を受けていない者	①看護師等の養成施設に在学している者で、将来市内の病院、診療所又は福祉事業所において看護師等の業務に従事する意思がある者 ②福島県保健師等修学資金の貸付を受けていない者 ※学生を対象としているため、勤めながらの申請は不可。	①養成施設等に在学している者で、将来市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事する意思のある者 ②福島県保育士修学資金の貸付を受けていない者	①大学に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者 ②経済的理由により修学が困難と認められる者 ③品行方正で、学習意欲が高く、学業成績が優秀である者 ④世帯に市税等の滞納がない者 ⑤国、県又は他の団体から同種類の修学資金の貸付又は給付を受けていない者 ⑥看護師等修学資金、保育士等修学資金、介護福祉士等修学資金の貸付を受けていない者	①養成施設等に在学している者で、将来市内の福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事する意思のある者 ②福島県介護福祉士修学資金の貸付を受けていない者 ※学生を対象としているため、勤めながらの申請は不可。
給付及び貸付期間	正規の修学期間	正規の修学期間	正規の修学期間	正規の修学期間	正規の修学期間
返還債務の免除	次の全ての要件に該当した場合は、返還債務の一部を免除。 (平成31年4月1日以後に返還を開始する者) ①大学等を卒業後、育英資金の貸付を受けた期間と同期間、継続して市内に住所を有していること。 ②市内に住所を有している間、就業していること。 ③育英資金の返還を滞納していないこと。 ④市税を滞納していないこと。 ⑤修学資金の給付を受けていないこと。 ※通常枠…返還未済額の1/2の額を免除 ※看護師等、保育士等、介護福祉士、社会福祉士枠…返還未済額的全額を免除	看護師等養成施設を卒業した後、直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関又は福祉事業所において、貸付を受けた期間に相当する期間、看護師等の業務に従事したときは、返還債務を全部免除。	保育士等養成施設等を卒業した後、直ちに市内の私立保育園等において、貸付を受けた期間に相当する期間、保育士等の業務に従事したときは、返還債務を全部免除。 ただし、授業料相当の資金以外の修学資金の貸付に係る保育士等の業務従事期間は2年とする。		介護福祉士等養成施設等を卒業した後、直ちに介護福祉士等の資格を取得し、その後直ちに市内の福祉事業所において貸付を受けた期間に相当する期間、介護福祉士等の業務に従事したときは、返還債務を全部免除。
改正の施行日	令和5年4月1日				公布の日から施行

◆育英資金貸付制度と他の貸付制度※の併用は不可。(※=保育士等修学資金貸付制度、看護師等修学資金貸付制度、介護福祉士等修学資金貸付制度)

◆育英資金貸付制度と修学資金給付制度の併用は可。併用の場合、育英資金の返還免除を受けることは不可。

◆R4. 9の条例改正にあわせ育英資金貸付返還全額免除に「社会福祉士」を追加する。(南相馬市育英資金貸付規則を改正)